

年金トピック（退職給付会計）

No.2023-9

第3号

2023年4月25日
団体年金事業部

簡便法から原則法への変更

確定給付型の退職金制度を実施している場合の退職給付会計において、従業員数が300名未満の比較的小規模な企業等には、退職給付債務等の算定に簡便的な方法（以下、簡便法）を用いることが認められています。

しかし、企業の規模が大きくなり従業員数が300名未満という簡便法の適用基準から外れたときには原則的な方法（以下、原則法）への変更を検討する必要があります。

ここでは原則法への変更をスムーズに行うために、簡便法と原則法それぞれの特徴や変更時の債務の変動イメージなど、事前の理解が重要と思われることを解説いたします。

<目次>

1. 簡便法による退職給付会計
 - (1) 簡便法の適用条件
 - (2) 簡便法による退職給付債務の計算方法
 - (3) 簡便法による退職給付費用の計算方法
2. 原則法による退職給付会計
 - (1) 原則法による退職給付債務の計算方法
 - (2) 原則法による退職給付費用の計算方法
3. 原則法の計算前提の選択
 - (1) 期間帰属方法
 - (2) 割引率の設定方法
4. 原則法への変更時の退職給付債務の変動
5. 受託会社を利用する場合の留意点
6. おわりに

1. 簡便法による退職給付会計

(1) 簡便法の適用条件

比較的小規模な企業等において退職給付に係る負債や費用を算定する際、複雑な数理計算による退職給付債務や勤務費用を算定する方法に代えて、簡便な方法を用いて会計処理を行うことが認められています。前者による会計処理を「原則法」というのに対し、後者による会計処理を「簡便法」といい、簡便法の適用が認められる条件は以下の2点です。

- ①数理計算の見積りを行うことが困難であること
(退職率等の計算基礎が安定しないこと)
- ②退職給付に係る財務諸表項目に重要性が乏しいこと
(経営に与える影響が小さいこと)

なお、300人未満であっても数理計算の見積りが十分可能であり、財務諸表上重要であると判断される場合は原則法を適用、反対に、従業員数が300人以上であっても、数理計算の見積りが困難である等の条件に該当する場合は簡便法の適用が認められる場合があります。

(2) 簡便法による退職給付債務の計算方法

簡便法による退職給付債務の計算方法として、主に自己都合要支給額¹を基礎とする方法又は企業年金財政上の数理債務を利用する方法が挙げられます。自己都合要支給額は企業が自社で簡単に計算できる数値であり、数理債務も容易に入手可能な数値²であることから、会計処理に係る事務負担（事務コスト）が後述する原則法と比較して少ないことが特徴です。

＜退職給付債務の主な計算方法＞

- ①期末自己都合要支給額
- ②期末自己都合要支給額×係数(※1)
- ③期末自己都合要支給額×比較指数(※2)
- ④企業年金財政上の数理債務

(※1)の係数（退職給付会計基準に関する適用指針に規定）

従業員の平均残存勤務期間に対応する昇給率、割引率の係数

(※2)の比較指数

簡便法適用初年度における「(原則法で計算した退職給付債務の額) ÷ (自己都合要支給額)」

¹ 一定時点で全社員が自己都合で退職したとした場合に支給する退職金総額のこと。

² 確定給付企業年金等の企業年金制度の数理債務。一般的に、企業年金の受託会社が算出する。

(3) 簡便法による退職給付費用の計算方法

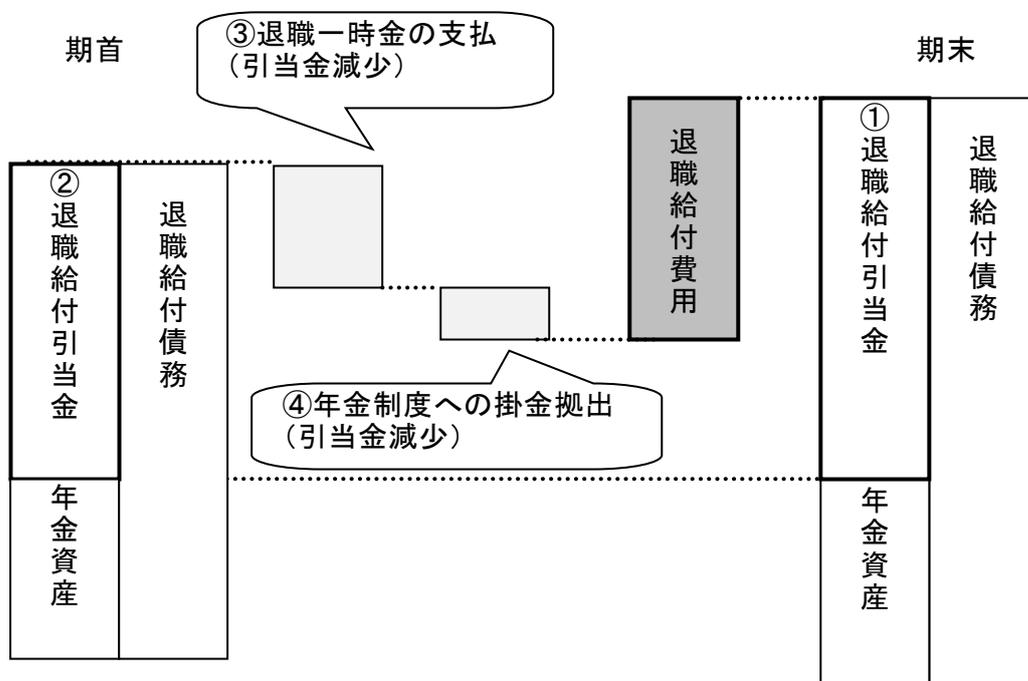
退職給付費用の計算方法は以下の通りです。

$$\text{退職給付費用} = \text{①} - (\text{②} - \text{③} - \text{④})$$

- ① 当期末に算定した退職給付引当金(※)
- ② 当期首の退職給付引当金
- ③ 退職一時金制度からの当期支払額
- ④ 企業年金制度への当期掛金拠出額

(※) 退職給付引当金 = 退職給付債務 - 年金資産

【図表 1】簡便法の退職給付費用と退職給付引当金



退職一時金制度からの支払額による退職給付債務の減少や企業年金制度への掛金拠出額による年金資産の増加により、期中の退職給付引当金は減少します。期末時点で算定された退職給付引当金と期中で減少した退職給付引当金の差額が退職給付費用となります。

上記のように、退職給付債務や年金資産の単年度の増減により算定し、後述する原則法と異なり複数年度に亘り費用認識（遅延認識）することができないため、簡便法の退職給付費用は、年度によって大きく変動する特徴があります。

例えば、年金財政上の予定利率引下げによる数理債務（退職給付債務）の増加や、運用環境の悪化による年金資産の時価の減少は、当期の退職給付費用を増加させる要因となります。

2. 原則法による退職給付会計

原則法の退職給付会計のうち簡便法と比較して大きく異なる2点を解説いたします。

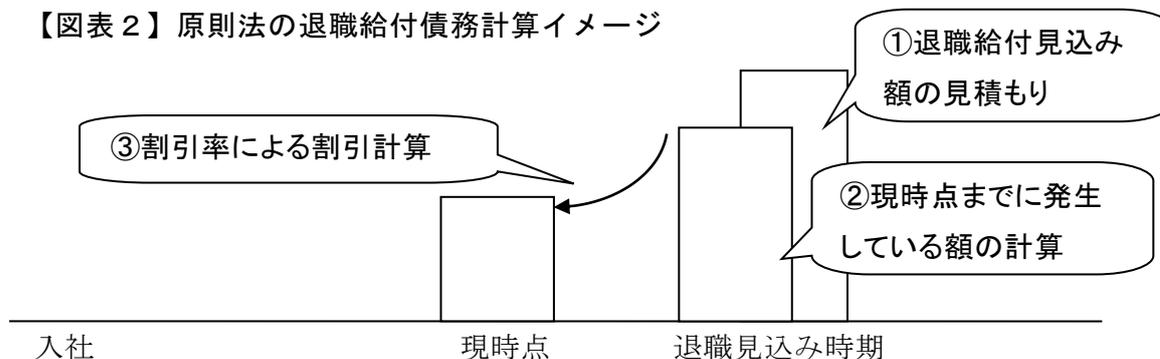
(1) 原則法による退職給付債務の計算方法

原則法の退職給付債務は、退職給付見込み額のうち、現時点までに発生していると見込まれる部分を現時点まで割り引いたものをいい、以下の手順で算出されます。

- ① 退職により見込まれる退職給付見込み額の見積もり
- ② 退職給付見込み額のうち、現時点までに発生していると見込まれる額の計算
(期間帰属)
- ③ 割引率による割引計算

これらの手順には複雑な数理計算が必要となり、簡便法のように自社で計算することが困難であるため、専門機関（以下、受託会社）に計算を委託することが一般的です。

【図表2】原則法の退職給付債務計算イメージ



(2) 原則法による退職給付費用の計算方法

退職給付費用の計算方法は以下の通りです。

$$\text{退職給付費用} = \text{①} + \text{②} - \text{③} + \text{④} + \text{⑤}$$

- ① 勤務費用
- ② 利息費用
- ③ 期待運用収益
- ④ 数理計算上の差異の費用処理額
- ⑤ 過去勤務費用の費用処理額

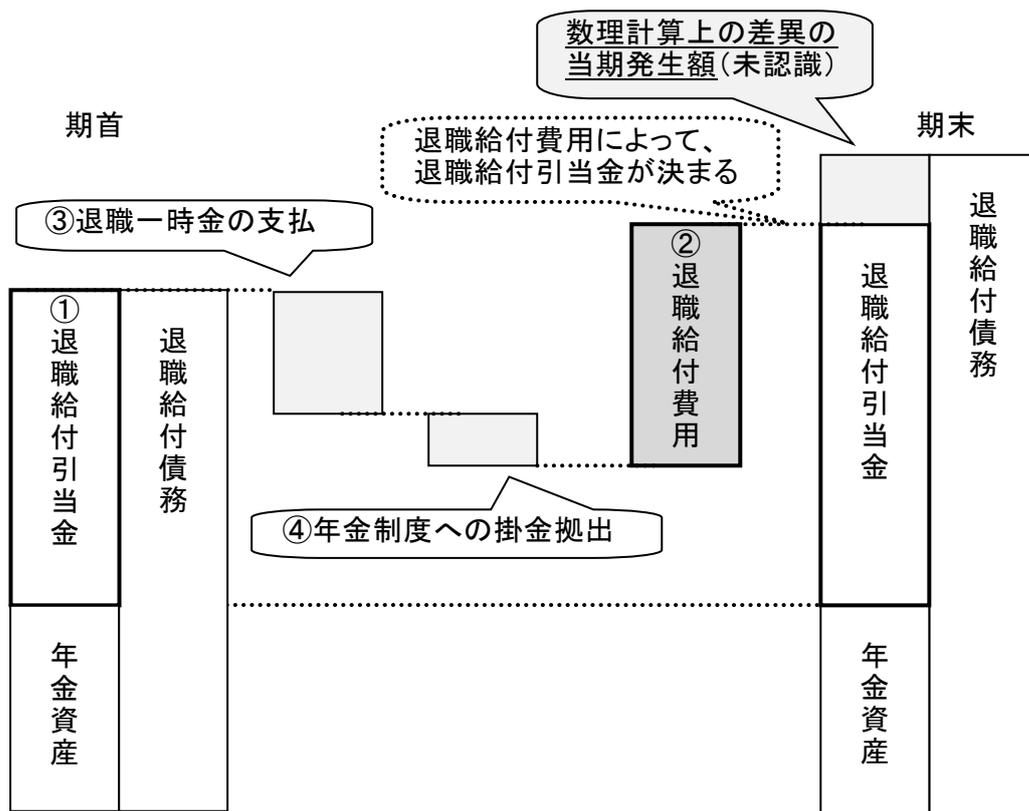
また、退職給付引当金は以下の通り計算されます。

$$\text{当期末の退職給付引当金} = \text{①} + \text{②} - \text{③} - \text{④}$$

- ① 当期首の退職給付引当金
- ② 退職給付費用
- ③ 退職一時金制度からの当期支払額
- ④ 企業年金制度への当期掛金拠出額

期末、期首の退職給付引当金の差分と期中の変動から退職給付費用を算出する簡便法に対して、原則法では先に退職給付費用が決まり、それによって退職給付引当金が確定する特徴があります。

【図表3】原則法の退職給付費用と退職給付引当金



簡単のために期首時点では未認識数理計算上の差異は無いものとして表現しています。

図表3の期末に計上されている「数理計算上の差異の当期発生額」が、簡便法と大きく異なる費目です。この費目は平均残存勤務期間³内の一定年数にわたり分割して費用処理（遅延認識）することが認められています。なお、この費用処理年数は原則変更できないため、原則法を適用する初回に設定する時には慎重な検討が求められます。

費用処理を発生翌年度から一定年数とすることにより、退職給付債務や年金資産の変動による影響を、翌期以降の費用に緩和して反映できる点が原則法の利点と考えられます。

³ 退職給付会計の適用対象者が現時点から退職するまでの平均的な勤続期間

3. 原則法の計算前提の選択

簡便法の適用条件を満たさなくなった時には原則法への変更が必要です。原則法の退職給付債務は複雑な数理計算が必要となります。複雑な計算は受託会社に委託することができますが、計算の前提は企業が選択する必要があります。ここでは特に重要な前提である「期間帰属方法」と「割引率の設定」について解説します。

(1) 期間帰属方法

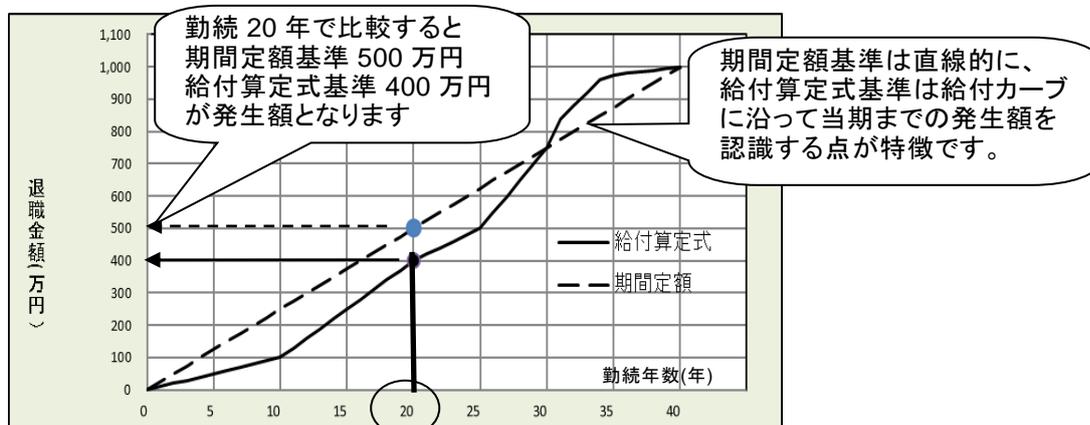
期間帰属方法とは、退職給付見込額の各期の発生額の計算方法であり、各期の発生額を入社から期末まで積み上げた総額の現在価値が退職給付債務になります。

期間帰属方法は下表の2種類の計算方法が認められており、原則法に移行する際にどちらを採用するか選択することになります。一度企業決算で選択した期間帰属方法は原則変更できないため、慎重な検討が求められます。

| 期間帰属方法 | 特徴 |
|---------|---|
| 期間定額基準 | <ul style="list-style-type: none"> 各期の発生額は退職給付見込額を全勤務期間(入社から退職見込みまでの期間)で均等に分割した額とする 日本基準では採用可能だが、国際会計基準(以下、IFRS)では採用不可 |
| 給付算定式基準 | <ul style="list-style-type: none"> 各期の発生額は退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額とする 給付算定式が後過重であるかの判定及び後過重であると判定された場合には定額補正が必要 IFRSでは採用必須 |

期間帰属方法を「期間定額基準」「給付算定式基準」から選択

【イメージ】下のグラフは勤続40年で1,000万円の退職金が支給される方について、期間帰属毎の期末までの発生額を表しています。



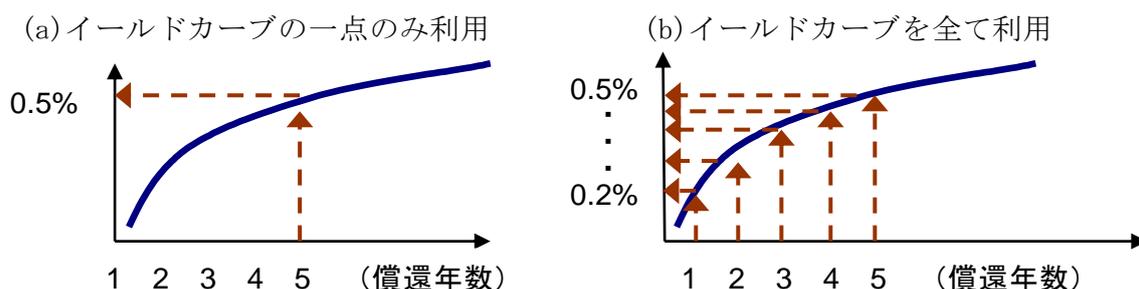
(2) 割引率の設定方法

割引計算に使用する割引率は企業が任意に選べるものではなく、決算日時点の割引債（国債または優良社債、以下「債券」）の利回りに基づき決定されます。

債券利回りは一般に償還までの年数が長いほど上昇し、その利回りを償還までの年数毎に算定したものをイールドカーブと呼びます。

ここで必要となる選択は、イールドカーブ情報の利用方法です。

割引率の設定に利用するイールドカーブの情報を以下の(a)(b)から選択



(a) はイールドカーブ上のある年数（平均的な割引期間）に対応する利回りのみ使用して退職給付債務を計算する方法で、デュレーションアプローチと加重平均期間アプローチがあります。

(b) は割引期間に応じて、イールドカーブ上の異なる割引率をそれぞれ使用して退職給付債務を計算する方法で、イールドカーブ直接アプローチとイールドカーブ等価アプローチがあります。

IFRS への準拠が必要な場合を除いて、国内企業の多くは簡便な(a)を採用しています。

<その他の選択>

上記の他に割引率の設定に関して、企業が選択する項目は2点あります。

| | |
|------------|---|
| 債券種類の選択 | <ul style="list-style-type: none"> 「国債」と「優良社債」どちらのイールドカーブを使用するか選択(IFRS では優良社債が原則) 一度選択した債券は原則継続使用 |
| 重要性基準採用の選択 | <ul style="list-style-type: none"> 割引率は期末ごとに原則再設定が必要 重要性基準を採用した場合には、前期末の割引率で計算した退職給付債務と当期末で採用すべき割引率で計算した退職給付債務を比較し、その変動が10%未満であれば、前期末の割引率を継続使用することが可能 重要性基準の採用・不採用は継続適用が原則 |

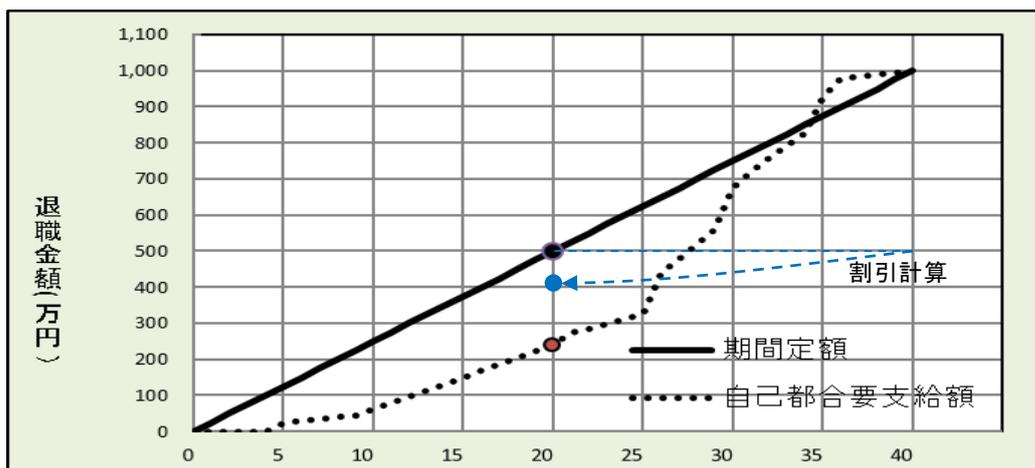
債券種類と重要性基準採用・不採用を選択

4. 原則法への変更時の退職給付債務の変動

簡便法から原則法へ変更した時の退職給付債務の増減額は、一時の損益(「特別損益」または通常の退職給付費用と同様「売上原価または販売費および一般管理費」)として当期純利益に反映されるため財務諸表に大きな影響を及ぼします。

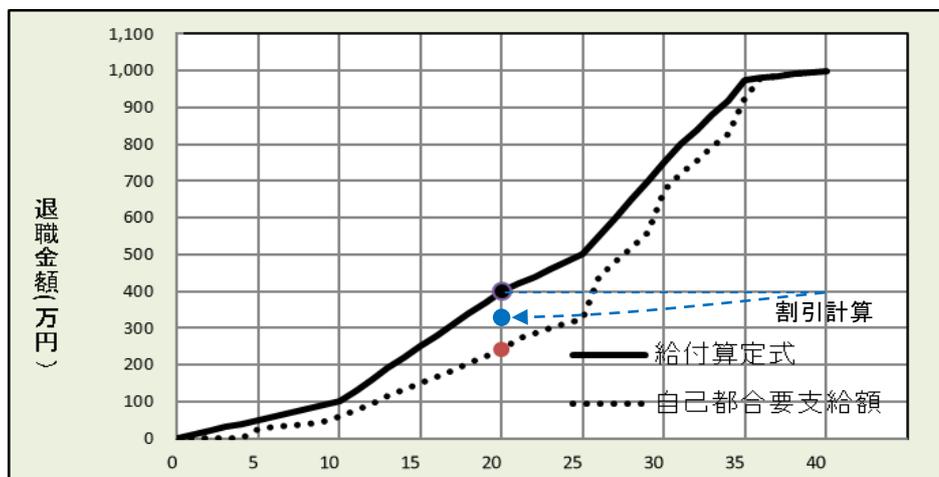
自己都合要支給額で簡便法の退職給付債務を計算していた企業が原則法に移行すると、多くの場合、退職給付債務が増加します。制度内容や従業員構成などによってその影響額は異なり、計算前に影響額を正確に見積もることは困難ですが、簡易的な見積もり方を以下で紹介합니다。

| 制度の仮定 | 原則法の仮定 |
|---|--------------------|
| ・勤続年数別の定額制(下図) | ・期間帰属:期間定額基準 |
| ・勤続 20 年の退職給付債務を制度の代表値として使用できる(簡便法・原則法共に) | ・割引率:1.0% |
| | ・勤続 40 年まで途中で退職しない |



| | |
|-----------------|--|
| 簡便法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 退職給付債務は自己都合要支給額そのものであるため、グラフから 250 万円となります。 |
| 原則法 (期間定額基準) | <ul style="list-style-type: none"> ● 勤続 40 年で支給される退職金 1,000 万円のうち 500 万円が当期までの発生額となります。 ● この発生額を退職見込み時期(勤続 40 年)から現時点(勤続 20 年)までの 20 年間で、割引率 1.0%で割引計算し退職給付債務を算定すると $500 \div (1+0.01)^{20} = 410$ 万円となります。 |
| 比較 | <ul style="list-style-type: none"> ● 上記は基準変更時の影響を際立たせるために極端な事例ではありますが、勤続 20 年時点では、簡便法から原則法への変更により 1.6 倍程度退職給付債務が増加する可能性が示唆されます。 |

先ほどの例では、期間定額基準とした場合の影響を見積もりましたので、今度は給付算定式基準でも同様に見積もります。



| | |
|--------------------------|---|
| <p>原則法 (給付算定式基準)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 会社都合退職の給付算定式に設定することが標準的な方法であり、その場合、勤続 20 年では 400 万円となります。 ● 割引計算し退職給付債務を算定すると $400 \div (1+0.01)^{20} = 328$ 万円となります。 |
| <p>比較</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● この例の場合、簡便法から原則法に変更すると 1.3 倍程度退職給付債務が増加する可能性が示唆されます。 |

<考察>

期間定額基準では直線的に退職給付債務が増加する一方で、給付算定式基準では会社都合退職の給付カーブに沿って退職給付債務が発生します。簡便法では自己都合要支給額の給付カーブに沿って退職給付債務が増加することから、これらを図示し比較することにより原則法へ変更した時の影響額の目安を見積もることができます。

他に原則法の退職給付債務が簡便法と異なる点として下表の要素があります。

| 要素 | 原則法での評価 |
|---------|--|
| 低勤続の従業員 | 退職金が支払われない(自己都合要支給額が0円となる)勤続年数の短い従業員に対しても退職給付債務の評価を行う(↑) |
| 昇給の見込み | 退職金の計算で給与が使用される場合、退職見込み時期までの給与の昇給を見込む(↑) |
| 割引計算 | 退職見込み時期から計算基準日時点まで割引計算を行う(↓) |

(↑)債務が増加 (↓)債務が減少

5. 受託会社を利用する場合の留意点

簡便法から原則法に変更する際は、複雑になる退職給付債務の計算を、前述したとおり受託会社に依頼することが一般的です。受託会社から報告される退職給付債務の計算結果そのものを企業決算に使用するのではなく、決算数値として企業自身で確定させる必要があります。一般的に原則法の計算は決算日より6か月程度前の基準日で計算するため、決算日時点までの変動の補正・調整が必要になります。

<ポイント>

企業決算で使用する退職給付債務を確定するのは受託会社でなく企業である

企業は一般に受託会社からの計算結果を「(1)期末割引率に基づく補正計算」と「(2)計算基準日から決算日までの調整計算」というプロセスを経て企業決算で使用する数字を確定します。

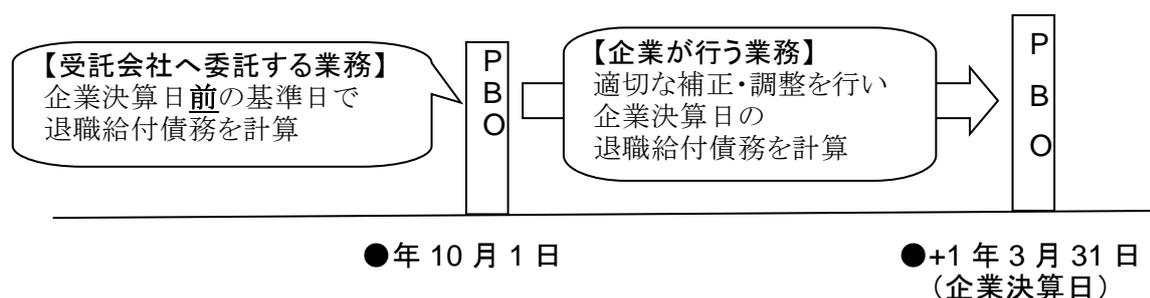
<決算日到来後のプロセス>

(1) 期末割引率に基づく補正計算

期末の債券利回り情報を反映した割引率で退職給付債務は算定される必要があるため、決算日前に受託会社が計算した退職給付債務を、企業が期末割引率に基づく退職給付債務に補正

(2) 計算基準日から決算日までの調整計算

決算日前に設定した計算基準日時点の退職給付債務を、決算日までの退職金の支払い等を反映した退職給付債務に調整



- 受託会社が行う業務は企業決算日前の計算基準日(ここでは6カ月前)における退職給付債務の計算であり、決算日時点の退職給付債務は企業が受託会社からの報告値を適切に補正・調整することで計算する。

6. おわりに

当社も受託会社として簡便法から原則法への変更をお手伝いすることがあります。お客さまからは、「予想以上に退職給付債務が増加しその対応に苦慮した」「会計処理の違いに戸惑った」といったお声をいただくことがあります。

簡便法は計算が簡便ですが費用変動が大きいといった特徴がある一方で、原則法は、翌年度以降の費用の見込みが立てやすいなどのメリットもあり、原則法への変更を検討する際にはこれら両者の長所短所といった特徴を理解しておくことが重要です。

その際に、今回の解説が少しでもお役に立つことができれば幸いです。

関連テーマとして、年金トピック(「簡便法と原則法」)でも解説していますので、ご参照ください(<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=950>)。

以上